


ぎふ清流GAP評価制度の概要

国際水準GAPガイドラインに準拠し、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の観点から、農場で起こりうるリスクを洗いだし、その改善状況を県が評価する制度です。

目的	持続可能な農業及び農業生産の基盤となる環境農業の実現を目指し、生産現場において食品安全、環境保全、労働安全等を確保する取り組みを推進するとともに、消費者の安心と信頼に応える農業者及び産地を育成することを目的としています。	
対象農産物	青果物、穀物、茶、飼料作物、その他非食用 ※加工品は評価対象外です。	
評価規準	農場評価規準 127項目※ 組織評価規準 16項目 施設評価規準 43項目 (きのご類専用、スプラウト類専用 各6項目含む) ※一般社団法人日本生産者GAP協会のGH評価規準ver.2.2 チェックシート(農業分類:全農場共通、作物共通、水田畑作、園芸)に岐阜県独自の1項目を追加しています。	
評価範囲	○個人、法人等 農場評価【必須】	○任意組織、団体 組織評価【必須】 農場評価【必須】※申請農場の中から サンプル農場を抽出して評価 施設評価【オプション】
評価登録料	組織評価:3,300円、施設評価:1施設ごとに3,300円 農場評価:1農場ごとに3,300円	
評価者	「GH農場評価員」の資格を有する専門の評価員	
評価方法	①総合点数による評価 ○各項目のリスクに応じて、評価レベル0～4の5段階で評価します。 ○持ち点1,000点から評価レベルに応じた点数を減点します。 レベル0:減点0点、レベル1:減点5点、 レベル2:減点10点、レベル3:減点15点、レベル4:減点20点	
	②国際水準GAPガイドライン遵守確認	
遵守	○国際水準GAPガイドライン項目のすべてが、評価レベル0または1の場合 ○農場評価証書に「国際水準GAPガイドラインの全項目を遵守している」と明記されます。 ○ロゴマークを使用することができます。	
不遵守	○国際水準GAPガイドライン項目の中に、評価レベル2～4がある場合 ○ロゴマークを使用することはできません。	
ロゴマーク	○ロゴマークを使用するには、別途申請が必要です。 ①  ぎふ清流GAP ②  GREEN HARVEST ①と併記して表示	

GAPの指導やぎふ清流GAP評価制度の申請に関する相談窓口

GAPにチャレンジしてみたい、GAPの指導を受けたい、「ぎふ清流GAP評価制度」の申請に関することは、お近くの農林事務所までご相談ください。

【各地域農林事務所 相談先一覧】

岐阜農林事務所	☎058-278-0051 (代表)	〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14-53
西濃農林事務所	☎0584-73-1111 (代表)	〒503-0838 大垣市江崎町422-3
揖斐農林事務所	☎0585-23-1111 (代表)	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1
中濃農林事務所	☎0575-33-4011 (代表)	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2
郡上農林事務所	☎0575-67-1111 (代表)	〒501-4292 郡上市八幡町初音1727-2
可茂農林事務所	☎0574-25-3111 (代表)	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1
東濃農林事務所	☎0572-23-1111 (代表)	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1
恵那農林事務所	☎0573-26-1111 (代表)	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71
下呂農林事務所	☎0576-52-3111 (代表)	〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1
飛騨農林事務所	☎0577-33-1111 (代表)	〒506-8688 高山市上岡本町7-468

- GAPの実践方法、指導については、農業普及課へご相談ください。
- GAPに関する支援、申請については、農業振興課へご相談ください。
- きのご類のGAP実践方法、指導、支援、申請については林業課へご相談ください。

ぎふ清流GAP総合相談窓口

このパンフレットの内容及び岐阜県内のGAPの取り組みについては、下記「ぎふ清流GAP総合相談窓口」までお問い合わせください。

ぎふ清流GAP評価制度や支援について

岐阜県農政部農産園芸課

〒500-8570
岐阜市藪田南2-1-1

☎058-272-1111 (代表)



GAP全般、ぎふ清流GAPの評価について

一般社団法人 岐阜県農畜産公社
ぎふ清流GAP推進センター
〒500-8385
岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

☎058-216-1566

ぎふ清流GAP評価制度の詳細は、岐阜県「ぎふ清流GAP評価制度」ホームページをご覧ください。農場評価規準、申請書類等は、ホームページからダウンロードできます。



岐阜県では、安全、安心で環境に配慮した持続的な農業の実現に向け令和2年11月から「ぎふ清流GAP評価制度」をスタートしました。令和6年4月から国際水準GAPガイドラインに準拠した新たな「ぎふ清流GAP評価制度」となります。



清流の国ぎふ



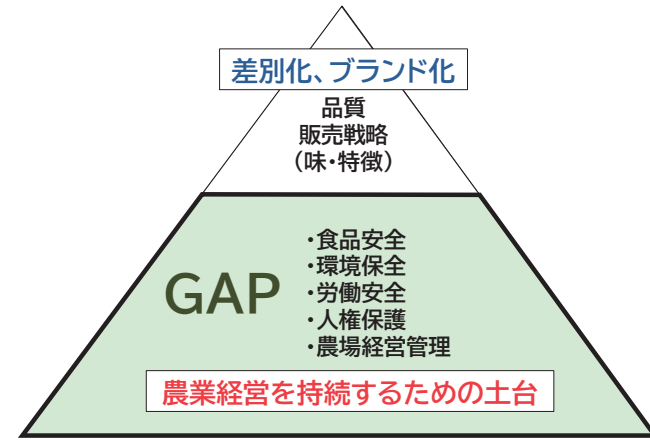
岐阜県は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

GAPとは？

Good Agricultural Practices
適正な 農業の 実践

農業経営を永く続けるために、
Badな部分をGoodへ改善する取り組み
= 「**農業現場の改善活動**」です。

GAPの実践（するGAP）は、重大な問題・事故が発生しないように、未然にリスク（危害要因）の低減を図る取り組みをすることです。事業者としては必須の取り組みです。
GAPの認証（とるGAP）は、取引先からの要求に応じて、必要な認証をとることです。



GAPはどんなことをするのか？

国際水準GAPでは、次の5つの分野を含む取り組みをします。



食品安全に関する対策例

- 出荷前に残留農薬検査を行う。
- 調製作業場は整理、整頓、清掃を徹底する。

環境保全に関する対策例

- 土壌診断等に基づく適正な施肥を行う。
- 廃液は河川等に影響がない場所で処理する。

労働安全に関する対策例

- 危険な場所等に表示をして注意を促す。
- 作業に適した防護装備を着用する。

人権保護に関する対策例

- 休憩場所の確保など、労働環境を整える。
- 労働条件についての意見交換、適切な労務管理を行う。

農場経営管理に関する対策例

- 責任者、役割分担を明確にする。
- 従業員の教育訓練や内部点検を実施する。



整理整頓事例

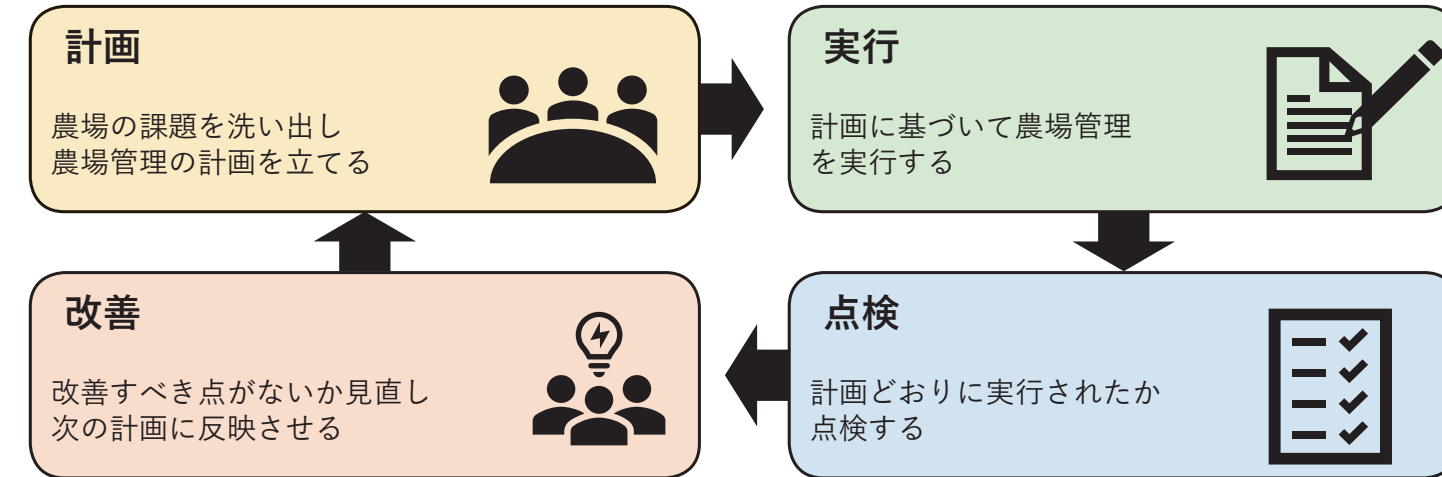


燃料保管事例



注意喚起事例

GAPは持続的な改善活動



GAPは何から始めればいいのか？

STEP1

GAPに取り組む目的を明確にします

- 農場や産地の経営方針、ぎふ清流GAPに取り組む目的を明確にします。

STEP2

リスク評価で、農場の課題を洗い出します

- 課題を洗い出すために、最初に行うのが「**リスク評価**」です。
- リスク評価とは、農場に潜む様々なリスク（危害要因）について、「**危害の大きさ**」と「**発生頻度**」から**リスクの大きさを判断すること**です。
- リスクの大きさは農産物や農場の状況によって変化しますので、管理方法に**変化があった時だけでなく、少なくとも1年に1回はリスク評価の見直し**をします。

STEP3

リスクを下げるための管理手順書を作成します

- リスクを小さくする対策や手順を考え、**文書化**します。
- ぎふ清流GAP農場評価規準の内容を確認し、**手順書に反映**させます。

STEP4

手順書に沿ったGAPの実践と自己点検を行います

- 手順書に沿ってGAPの実践をします。
- 自己点検を行い、手順書に沿ったGAPの実践ができているか確認します。

STEP5

管理手順書の見直しとGAPの実践を繰り返し行います

- 自己点検の結果、改善すべき点があれば、**手順書を見直し**ます。
- 自己点検と改善を繰り返し行い、農場評価規準の該当する項目について、**取り組みができていることを確認**してから、評価申請の準備をします。
- 組織、団体の場合は、**内部監査**を行い、組織、団体のGAP実践ルールへの**取り組みができていることを確認**してから、評価申請の準備をします。



リスク評価の仕方やGAPの実践方法など、各農林事務所やJAのGAP指導員に相談することができます。

ぎふ清流GAP評価制度の申請方法

1 申請の準備

- 申請に必要な書類を準備します。

※申請書類は、岐阜県「ぎふ清流GAP評価制度」ホームページからダウンロード、または、農林事務所（農業振興課、農業普及課、林業課）へお問い合わせください。



個人、法人等 〔ひとつの経営体が単独で申請する場合〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎふ清流GAP評価（更新）申請書（様式第1号の1） ・申請者概要（様式第2号-1） ・誓約書（様式第3号） ・情報公開に関する許諾書（様式第4号） ・化学肥料・化学合成農薬不使用申請書（様式第5号） ※様式第5号は、不使用区分で申請する場合のみ必要です。
任意組織、団体 〔事務局を有し、構成する複数の経営体で申請する場合〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎふ清流GAP評価（更新）申請書（様式第1号の2） ・申請者概要（様式第2号-1、2号-2、施設がある場合は2号-3） ・誓約書（様式第3号） ・情報公開に関する許諾書（様式第4号） ・化学肥料・化学合成農薬不使用申請書（様式第5号） ・申請者名簿 ※様式第5号は、不使用区分で申請する場合のみ必要です。

2 申請書類の提出と評価日程の決定

- 申請書類の提出先は、農林事務所農業振興課又は林業課（きのこ類）です。
- 申請書類の受付期間は、4月から12月までです。
- 申請受付後、ぎふ清流GAP推進センター（以下、GAPセンター）から評価の日程調整の連絡をします。
注）原則として申請受付の翌月に評価を実施しますので、評価の際に農産物の管理状況が確認できる時期に合わせた申請をお願いします。

3 評価の実施

- 評価時間は、概ね4～5時間要します。（目安：10時開始～15時終了、昼1時間休憩）
- 書類、帳票類を確認しながら専門の評価員が聞き取りをします。
また、調製施設、ほ場、倉庫（肥料、農薬、燃料、資材）、休憩場所等の状況を確認します。

4 一次評価結果の通知と是正の実施

- 評価の概ね2～3週間後、一次評価結果通知書、是正意向確認書（様式第9号）を送付します。
- 送付を受けたのち、1週間以内に是正意向確認書をGAPセンターへ返送します。
- 是正する場合は、送付を受けてから概ね1カ月以内に、是正結果報告書（様式第10号）をGAPセンターへ提出することにより、GAPセンターが是正項目を再評価します。

5 最終結果報告の作成と判定委員会での確認

- 是正項目の再評価（是正しない場合は一次評価結果通知書）に基づき、GAPセンターで最終結果報告書を作成します。
- 県が判定委員会等での確認を踏まえ、最終結果報告書の妥当性を判断します。

6 評価結果報告書及び評価証書の交付

- 県から評価結果報告書を交付します。国際水準GAPガイドラインに遵守している場合は、農場評価証書を交付します。
注）申請から農場評価証書の交付までに概ね6カ月程度を要します。